

- ☆ 事業のポイント ①介護未経験者(介護の資格を持ってない方)の就職支援します。
②介護施設の介護人材の確保を支援します。

1 事業の目的

- ①介護関係の資格は持っていないが介護職に就職を希望する方を県内の介護保険施設等に紹介して就職を支援します。
- ②介護保険施設等は、介護の資格を持っていない人を6か月間雇用して職場で実務研修を行います。さらに、その後も継続して就労を希望する方には、施設がホームヘルパー養成研修2級課程の受講料を負担して受講を支援することで、当該施設での長期就労に結びつけるものです。

2 募集する就職希望対象者

(1) 対象者

埼玉県内の介護保険施設等に介護職として就職を希望している方で、介護関係の資格をもたない失業中の方

※介護関係の資格とは、ホームヘルパー養成研修（1級課程、2級課程）修了、介護職員基礎研修課程修了、介護福祉士をいいます。

(2) 募集就職予定者数

約380名

3 募集する介護職受け入れ施設

埼玉県内に所在する介護保険施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）

4 事業実施の流れ

- (1) 就職希望者は、埼玉県社会福祉協議会福祉人材センターに応募し、求職登録します。
- (2) 事業受託希望施設は、埼玉県社会福祉協議会福祉人材センターに申し込み、求人票を提出します。
- (3) 埼玉県社会福祉協議会が、求職登録者に介護施設を紹介し、面接等により介護保険施設等が採用を決定します。
- (4) 埼玉県社会福祉協議会と事業受託希望施設が委託契約を締結し事業を開始します。

5 事業受託の前提となる雇用条件等

(1) 介護未資格者の雇用期間

介護職として6か月間の有期雇用（又は6ヶ月以上の雇用が見込まれる期間の定めのない雇用）

(2) 雇用された介護未資格者が従事する業務

介護職として県内介護保険施設等で介護（補助）業務に従事

(3) 雇用した介護保険施設等が行う業務

雇用した介護未資格者に対して職場で実務研修を行い、6か月の雇用期間終了後も当該施設で継続して就労の意思がある方には、当該施設が受講料を負担してホームヘルパー養成研修2級課程の受講を支援します。

(4) 雇用された方の給与等

雇用された介護未資格者には、施設の諸規程に基づき支給されます（給与額等は

雇用された施設で異なりますので求人票等で確認願います。)

施設には1人につき1月当たり約20万円(給与18万円及び社会保険料相当額)を上限として6ヶ月分を委託契約に基づき委託料として支払います。

(5) 一時金

雇用した職員を6か月の雇用期間終了後に正規職員として採用し、さらに6か月間定着しているなど要件を満たす施設には雇用者1人当たり30万円支給します。

問い合わせ 埼玉県社会福祉協議会福祉人材センター TEL : 048-822-1192